

この補助金の位置づけ

- ①県や財団法人などが実施する補助金メニューとの棲み分け
- ②活動や運営の継続を支える制度

▶ 高額ではないが、NPO法人が活動を継続するにあたり、利用しやすい制度に ⇒ **申請率の向上**

分野希望寄付の見直し

- ①寄付者のイメージと寄付金の使われ方に相違がある可能性
- ②分野統廃合の複雑さ
- ③分野選択の難しさ(寄付する側)
- ④制度・認知度の広がりとの分配額(寄付を受ける側)

■分野希望寄付分は廃止

■分野希望寄付分廃止後
【交付種類案】

※以下の1部もしくはは組合せ

- 団体希望寄付補助金
- 一律額の補助金交付
 - ・全登録団体対象
 - ・設立から一定期間の団体のみ対象

書類作成・手続きの簡便さ

- ①作成書類の簡素化
- ②団体運営や、補助金の使途についての透明性担保

■登録要件・登録申請
⇒変更なし

■交付申請
【申請要件】

NPO法第29条で定める事業報告書の提出が期限内に済んでいること

【申請書類】

- ・補助金交付申請書
※補助金充当部分を抜粋し申請書に転記
- ・定款(直近の変更をポータルで確認できない場合)
- ・前年度の事業報告書
- ・申請年度の事業計画書

補助金申込に繋がる仕組み

- ①制度の更なる周知
- ②サポート体制の周知

■補助金交付団体の声や市民協働の関連情報がまとまった広報紙を作成し、市内各所に配架及びHP等で周知。

- ・登録団体の活動PR
- ・制度利用団体の声

■補助金申請におけるサポート

- ・市民活動サポートセンターにて、相談受付